

沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の改正（概要）

1 漁業調整委員会指示及びこの違反に対する処分方針について

- (1) 漁業法（以下「法」という。）第120条第1項により、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる」旨が規定されている。
- (2) この法第120条第1項に基づく指示（以下「委員会指示」という。）は、それ自体強制力を持たないため、委員会指示に従わない者については、海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が、県知事に対して、その者に委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請し（同条第8項）、これに基づき、県知事が「裏付命令」を出すことにより初めて強制力を持つことになる（同条第11項）。
- (3) 沖縄海区においては、現在8つの委員会指示が発動されており、その違反については、厳正な対処が求められていることから、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針（以下「処分方針」という。）を定めて、適正な運用を図っているところである。

2 改正の理由

この処分方針は、令和2年7月17日に改正された後、同年12月1日の改正法の施行に伴い、委員会指示の根拠法の条が、第67条（旧法）から第120条（法）に変更されたため、条ずれが生じている。

また、委員会指示の制定や変更に加え、行政手続法に係る適正化等、内容の見直しが必要となっている。

3 改正の内容

- (1) 法改正に伴う条ずれの修正
- (2) 行政手続法に係る適正化
 - ア 用語の適正化
 - イ 行政指導の一般原則の考慮
 - ウ 不利益処分の手続き
- (3) 承認を行わない期間の変更
- (4) 違反の通算期間の変更
- (5) 委員会指示の制定や変更等による別表の改正
- (6) その他、内容の誤りや語句の修正